

議員報酬

1 三重県特別職報酬等審議会答申(令和6年12月24日 答申)

答申(主な内容)

(1) 議員報酬に関する改定内容

特別職の報酬等の月額を、次のとおり改定することが適当である。

議長 1,036,000円(現行 1,020,000円)
副議長 914,000円(現行 900,000円)
議員 843,000円(現行 830,000円)

(知事 1,300,000円(現行 1,280,000円)
副知事 1,025,000円(現行 1,010,000円))

(2) 実施時期

令和7年4月1日から改定することが適当である。

2 知事・副知事の給料の対応予定

三重県特別職報酬等審議会の答申どおりに改定。

期末手当

1 議員の期末手当の改定に関する考え方

従来から改定については、特別職に属する国家公務員の期末手当の支給割合の改正等に鑑み、改定を行っている。

(1) 国の対応状況

職	期末手当年間支給割合			備考
	現行	改正後	差	
特別職	3.40月	3.45月	+0.05月	令和6年度分から適用

(2) 三重県の対応状況

職	期末・勤勉手当年間支給割合			備考
	現行	勧告実施後	差	
一般職	4.50月	4.60月	+0.10月	令和6年度分から適用

職	期末手当年間支給割合			備考
	現行	改正後	差	
特別職	3.40月	3.45月	+0.05月	令和6年度分から適用

(参考)

① 三重県議会議員の期末手当の支給割合(現在)

議員報酬月額の3.40月

② 期末手当支給割合を0.05月引き上げた場合に必要な予算額

合計 2,835,040円

③ 議員報酬の月額を三重県特別職報酬等審議会の答申に鑑み、改定した場合に必要な予算額(報酬月額の改定に伴う期末手当の増額分を含む。)

合計 13,585,000円